平成 21 年度　白馬村消防ポンプ操法大会実施要領

１．日　時　　平成 21 年６月 21 日（日）

受　　付	午前７時 50 分
開 会 式	午前８時 30 分
競技開始	午前９時 00 分
競技終了	午後１時 10 分（予定）

別紙「タイムスケジュール」による

２．場　所　　岩岳駐車場

３．大会役員　大会長　　横山　武久（団長）
副大会長　太田　誠　（副団長）
審査長　　太田　忠　（総務課長）
審査員等　別紙審査員表による

４．競技要領

（１）ポンプ操法

「長野県消防ポンプ操法大会実施要領」及び大北調整事項等による

（２）放水競技

「白馬村放水競技実施要領」による

５．審査要領及び審査会

審査は「長野県ポンプ操法大会審査要領」により行い、競技終了後直ちに審査会を実施する

６．表彰式

表彰は閉会式において行う

・チームの部

１位から３位までに賞状及び賞金を授与する（１部、２部、放水競技の部）
（纏（レプリカ）の授与は行わない）

・個人の部（別紙資料「白馬村消防団表彰規程」）

各部、各番員の最優秀選手１名に表彰バッジを授与する（１部、２部）
１部：指揮者、１番員、２番員、３番員、４員、２部：指揮者、１番員、２番員、３番員

７．選手名簿

別紙様式により、平成 21 年６月 12 日（金）までに役場総務課へ提出すること

８．使用器具

器具は各チームが用意することとし、規格等は「操法実施要領」に定められたものとする

【開会式】

１．集合　　総指揮者　丸山和之（統括分団長）　―　ラッパ吹奏「部隊集合」　―

２．開式のことば　　太田　誠（副団長）

３．大会長あいさつ　　横山武久（団長）　―　ラッパ吹奏「観閲者に敬礼」　―

４．優勝トロフィー返還

昨年度　第１部　　優勝　南部分団

第２部　　優勝　南部分団

放水競技　　－

５．来賓あいさつ

白馬村長　　太田紘熙　―　ラッパ吹奏「観閲者に敬礼」　―

北アルプス広域北部消防署長　松田俊郎　―　ラッパ吹奏「観閲者に敬礼」　―

白馬村消防委員長　　松澤　一　―　ラッパ吹奏「観閲者に敬礼」　―

６．審査員紹介

７．審査長注意　　太田　忠（総務課長）

８．選手宣誓　　第２部１番くじ（本抽選）を引いた分団

９．閉式のことば　　太田　誠（副団長）

【閉会式・表彰式】

１．開式のことば　　太田　誠（副団長）

２．審査結果発表　　太田　忠（審査長）

３．講評　　審査員代表

４．表彰　　・チームの部

第１部　　１～３位　　―　ラッパ吹奏「表彰曲」　―

第２部　　１～３位　　―　ラッパ吹奏「表彰曲」　―

放水競技　１～３位　　―　ラッパ吹奏「表彰曲」　―

・個人の部

第１部　　指揮者、１～４番員

第２部　　指揮者、１～３番員

５．壮行式（第１部、第２部優勝チーム及びラッパ隊は前列に移動）

激励　　横山武久（団長）

謝辞　　第２部優勝チームの分団代表者

６．閉式のことば　　太田　誠（副団長）

７．解散　　丸山和之（統括分団長）

白馬村ポンプ操法大会タイムスケジュール

6：30	本部集合	会場設営
7：30	北部署集合	
	団員集合	借用物品を本部テントへ
50	選手受付	点呼、申告事項の確認
	器具点検	
8：10	主将会議	注意事項の確認、くじ引き、放水競技選手名簿の提出 ・各チームの主将及び分団代表者が参集
	審査員・本部員 打ち合わせ	決定レーンの発表、申告事項の発表、注意事項の確認
30	開会式	
9：00	競技開始	
	（第２部）	１チーム　約 10 分
10：30		
	（第１部）	１チーム　約 15 分
11：30	第１部、第２部競技終了 放水競技準備、昼食	
12：00		
	（放水競技）	１チーム　約８分
13：10	競技終了	
20	ラッパ披露、審査会	
30	閉会式（表彰及び壮行式）	
14：00	解散 片付け	

平成21年度　白馬村消防ポンプ操法大会　審査担当表

		第１部（ポンプ自動車）	第２部（可搬ポンプ）
審査長		太田総務課長	太田総務課長
審査班長		山岸本部長	山岸本部長
総合	1	西村ラッパ長	西村ラッパ長
	2	丸山統括分団長	丸山統括分団長
	3	太田副団長	太田副団長
	4	津滝南部分団長	津滝南部分団長
	5	横田中部分団長	横田中部分団長
	6	塩島北部分団長	塩島北部分団長
指揮者		横川消防司令補	横川消防司令補
１番員		郷津消防司令補	郷津消防司令補
２番員		北村消防司令補	北村消防司令補
３番員		岡沢消防司令補	岡沢消防司令補
４番員		降簇消防司令補	
計　時		栗田救護長・下川本部員	栗田救護長・下川本部員
計　器		横山本部班長・田中本部員	横山本部班長・田中本部員
進　行		総務課職員	総務課職員
庶務・計算		太田雄介・総務課職員	太田雄介・総務課職員
会場設営他		本部員	本部員

放水競技

審査長	太田総務課長	総括
審査班長	山岸本部長	総括補助
審査員１	太田副団長	総合、水利側
審査員２	丸山統括分団長	総合、火点側
審査員３	西村ラッパ長	総合補助、水利側
審査員４	横山本部班長	総合補助、火点側
計時１	栗田救護長	タイム計測
計時２	下川本部員	タイム計測
進　行	総務課職員	
庶務・計算	太田雄介・総務課職員	
会場設営他	本部員	

総合審査員配置図（第１部、第２部）

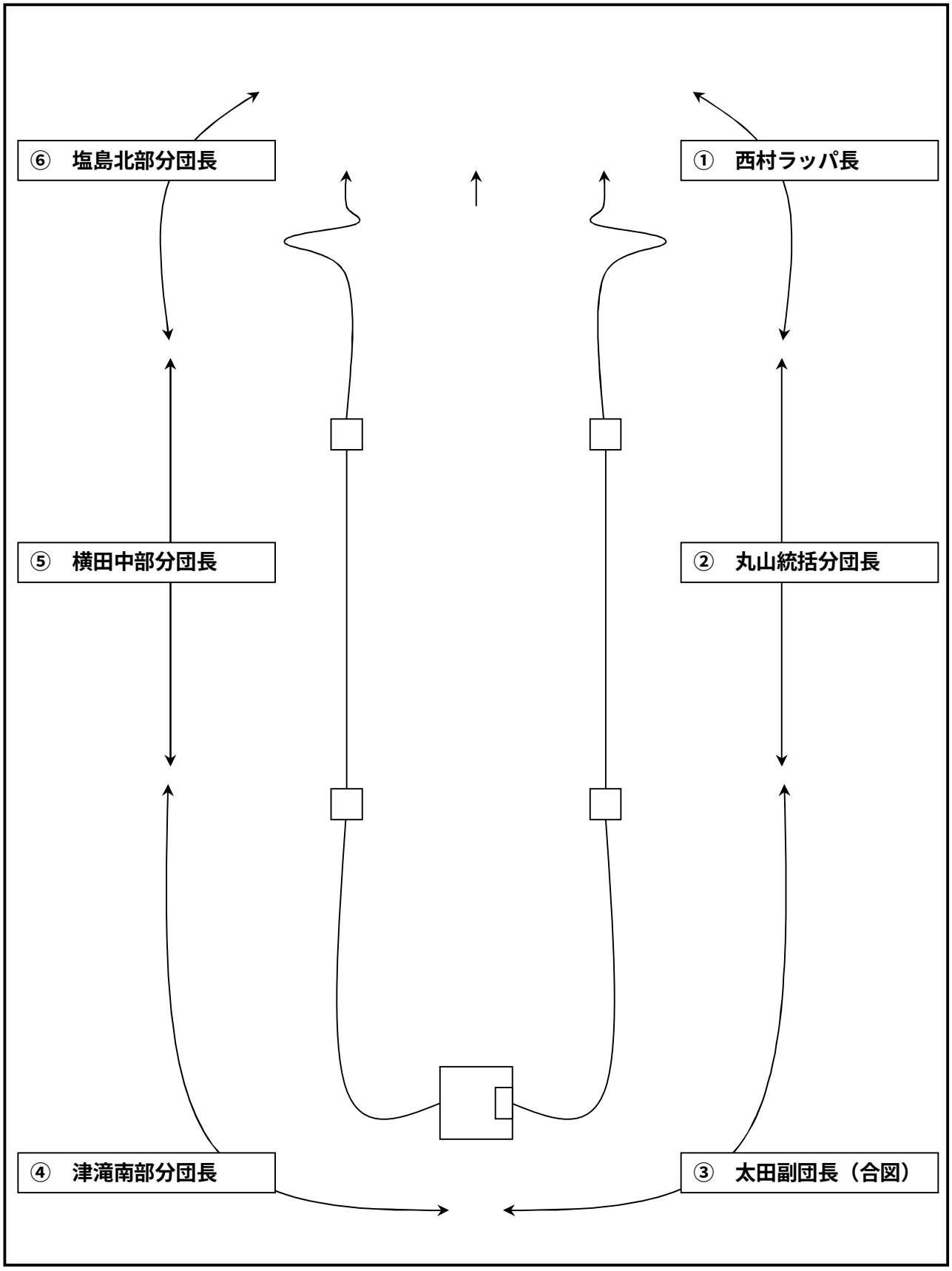

白馬村消防団表彰規程

平成 15 年４月１日　制定

改正　平成 21 年６月１日

（目的）

第１条　この規程は、白馬村消防団規則（昭和 32 年規則第１号。以下「規則」という。）第 19 条第２項の規定による消防団長の行う表彰について定めるものとする。

（表彰の種類）

第２条　表彰は、次の各号に定めるものとする。

（１）功績章

（２）功労章

（３）技術章

（４）10 年勤続功労章

（５）５年勤続功労章

（６）ラッパ功労章

（７）消防ポンプ操法大会優秀賞

（表彰の基準）

第３条　前条の表彰は、次の各号に定める基準を満たす団員に対して授与することとする。

（１）功績章

勤続 15 年以上で、勤務勉励平素よく率先垂範して消防の使命に尽瘁し、消防上特に功績のあった者

（２）功労章

勤続 10 年以上で、勤務勉励技能熟達し、消防任務の遂行上功労顕著であり、他の模範と認められる者

（３）技術章

勤続５年以上で、特にポンプ操法、ラッパ吹奏、水防、救護等に卓越した技術力を有し、指導者としてふさわしいと認められる者

（４）10 年勤続功労章

勤続 10 年で、勤務成績優秀な者

（５）５年勤続功労章

勤続５年で、勤務成績優秀な者

（６）ラッパ功労章

ラッパ員として勤続５年で、勤務成績優秀な者

（７）消防ポンプ操法大会優秀賞

消防ポンプ操法大会において、特に優秀な成績を収めた者

２　前項第１号から第６号の表彰における勤続年数の基準は、毎年４月１日現在とする。

（表彰の具申及び審査）

第４条　各分団長は、前条第１項第１号から第６号に定める表彰基準に該当すると認められる者につき、毎年３月 10 日までに消防団長に具申するものとする。

２　表彰の審査は、前条第１項第１号から第６号に係るものは正副分団長会議において行い、前条第１項第７号に係るものは消防ポンプ操法大会審査会において行う。

（表彰の時期）

第５条　第３条第１項第１号から第６号に定める表彰は原則として、毎年消防団出初式の行われる日にこれを行い、第３条第１項第７号に定める表彰は、毎年消防ポンプ操法大会の行われる日にこれを行う。

（徽章の形状）

第６条　徽章の形状は別に定めることとする。

（徽章の使用）

第７条　消防団員が制服を着用する際は、常に徽章を付けることとする。ただし、職務遂行上支障のある場合はこの限りではない。

附　則

この規定は、平成 15 年４月１日から施行する。

附　則

この規定は、平成 21 年６月１日から施行する。

第６条関係

徽章の形状について

第３条第１項第７号の徽章の形状は次のとおりとする。

１　ポンプ車操法の部

株式会社東京ボタンＸ２（45）操法記章

（裏面）

優秀賞
H21 白馬村ポンプ車操法
指揮者

（裏面）

優秀賞
H21 白馬村ポンプ車操法
１番員

（裏面）

優秀賞
H21 白馬村ポンプ車操法
２番員

（裏面）

優秀賞
H21 白馬村ポンプ車操法
３番員

（裏面）

優秀賞
H21 白馬村ポンプ車操法
４番員

２　小型ポンプ操法の部

株式会社東京ボタンＸ３（44）操法記章

（裏面）

優秀賞
H21 白馬村小型ポンプ操法
指揮者

（裏面）

優秀賞
H21 白馬村小型ポンプ操法
１番員

（裏面）

優秀賞
H21 白馬村小型ポンプ操法
２番員

（裏面）

優秀賞
H21 白馬村小型ポンプ操法
３番員

消防ポンプ操法大会優秀賞に関する申し合わせ事項

平成 21 年６月５日

１　表彰の区分

表彰の区分は次のとおりとし、その区分ごとに、最も優秀な成績を収めた者１名を表彰する。

（１）ポンプ車操法の部

ア　指揮者

イ　１番員

ウ　２番員

エ　３番員

オ　４番員

（２）小型ポンプ操法の部

ア　指揮者

イ　１番員

ウ　２番員

エ　３番員

２　受章者の決定

１の区分ごとに次により順位を決定し、最も優位である者を受章者とする。

（１）「隊員別審査表」の減点数の小なる者を優位とする

（２）（１）の点数が同じ場合は、隊員別審査の減点数の合計に所要時間の減点又は増点を加算、それに総合評点を加算し、減点数の小なるチームに属する者を優位とする

（３）（１）及び（２）の点数が同じ場合は、「総合審査表」の減点数の小なるチームに属する者を優位とする

（４）（１）～（３）の方法によっても順位が決定しない場合は、審査会にはかり審査長が優位を決定する

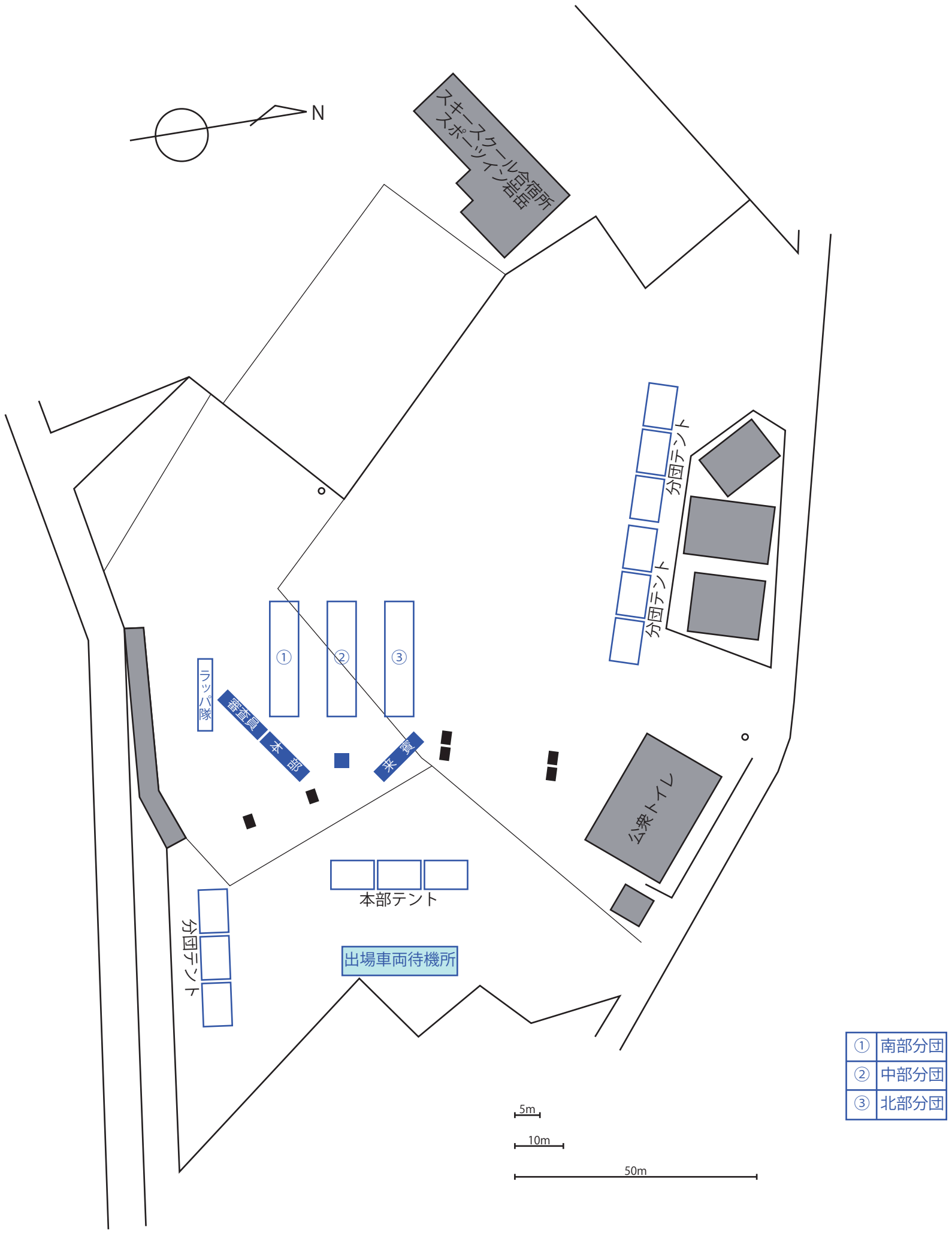

白馬村消防ポンプ操法大会配置図（開閉会式）
岩岳駐車場

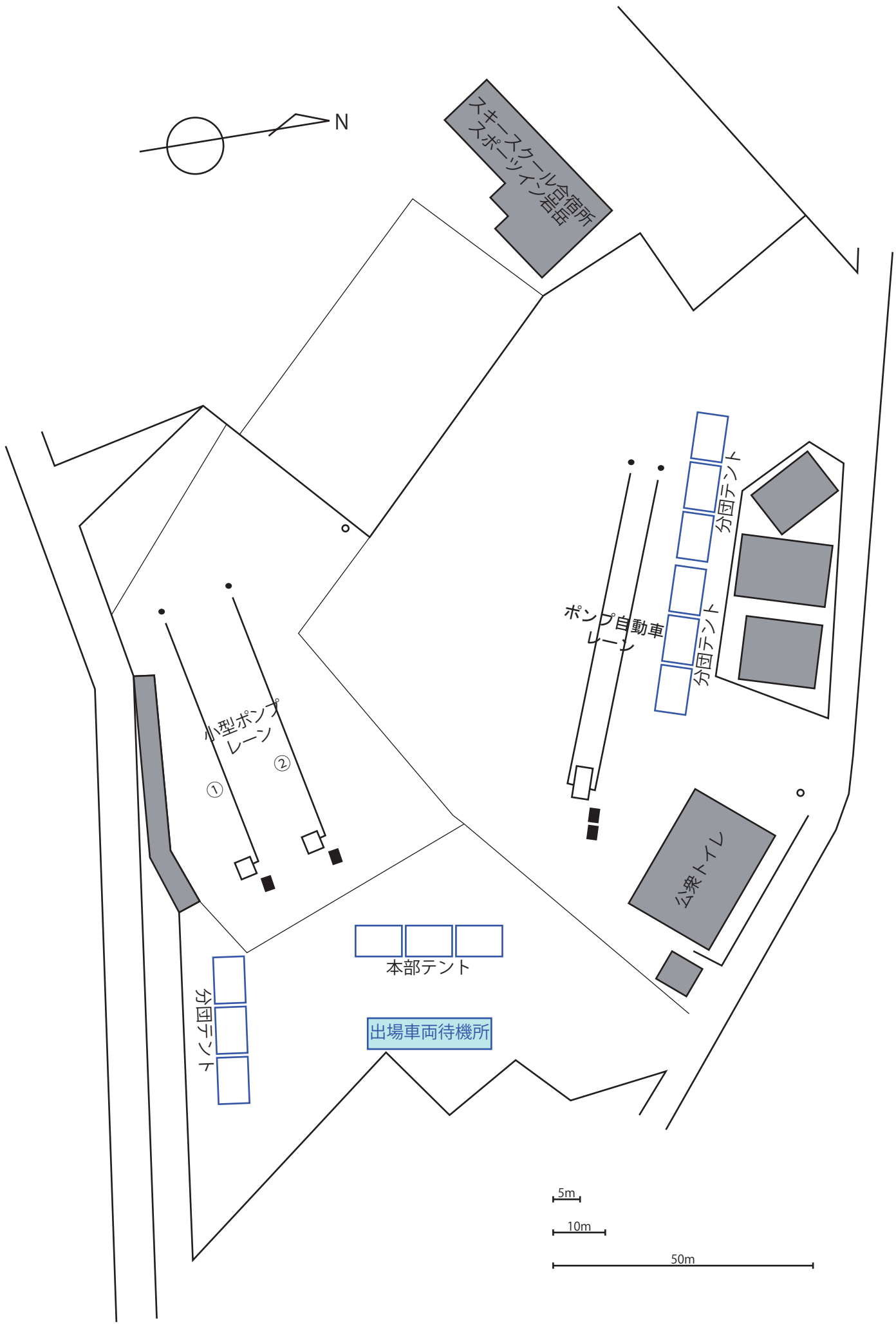

白馬村消防ポンプ操法大会配置図（大会レーン）
岩岳駐車場

白馬村ポンプ操法大会ローカルルール

【漏水防止処置について】

１．コース内への水撒き作業は行わない。

２．漏水防止処置について

①　収納時、補助員は水槽から吸管を出さず、水槽の縁を移動させて、操作員の邪魔にならない位置まで移動させる。

②　水利側での排水・収納時　－　排水時は本部員の用意するバケツ内に水を出す。筒先離脱時は、本部員がホースにキャップを結合後、次の動作に移る。

③　機関側の収納時　－　ホース離脱後本部員の用意するバケツに排水。水圧が抜けた段階で本部員がホースにキャップを結合。その後、次の動作に移る。

（いずれの場合も減点対象としない。）

④　操法終了後、吸管はポンプから外さずに、レーン後方の水路まで移動し排水する。ホースも同様にキャップをしたまま片づけ、水路に排水する。

⑤　ホースキャップは各チームのものを用意し、競技前に本部員に渡す。（キャップがないチームはその旨本部員に伝える）

【競技場内での禁止事項等】

１．ラインはイエローとする。

２．当日、大会場での練習は認めない。

３．競技前、（走っての）歩数確認等は行わない。

４．競技開始時間前、会場内でのエンジン始動は認めない。

５．コースに器具を設置したのちにエンジンの始動は行わない。

６．~~軽量ソフト吸管は、大北大会以上では使用できないが、白馬大会では使用できることとする。ただし、新規購入はしない。~~（H17）

７．ゼッケンは本部で用意する。

８．本部テントへの団員の立ち入りは禁ずる。

９．スムーズな大会運営に協力願いたい。待機線上での不要な動作はしない。

10．小型ポンプの真空オイルホースが脱落した場合は、そのまま競技を続行する。（減点はしない。）

【大会場での注意事項】

１．吸殻入れ、ゴミ袋等を各分団で用意する。

２．各分団の待機場所は特に指定しないので、分団間で調整をとること。

３．競技場内に入る応援団員は、携帯電話等のエチケットを守っていただきたい。

４．応援テント内での飲酒を禁ずる。

【練習にあたっての確認事項】

１．練習を競技会場（岩岳駐車場）で行っている分団については、公平性を確保するため、日常練習における競技レーンの使用を禁止する。

２．いずれの分団も、競技レーンを使った事前練習を希望する場合は、１~~分団~~チーム（H20）につき２時間以内を目安にすることとし、重複を避けるために、事前に消防主任まで連絡を入れること。この場合、日常練習を同会場で行っている分団とも調整を図ること。　←　競技レーン設営予定：６月第２週

【審査結果の開示に関する事項】

１．審査結果については、次の項目について開示する。

（１）隊員別審査の減点数

（２）総合審査の減点数

（３）所要時間の減点数または増点数

（４）（１）～（３）の合計

第１部ポンプ車操法の部

順位	分団、チーム名	指揮者	１番員	２番員	３番員	４番員	小計	総合	時間	合計
第１位										
第２位										
第３位										

第２部小型ポンプ操法の部

順位	分団、チーム名	指揮者	１番員	２番員	３番員	小計	総合	時間	合計
第１位									
第２位									
第３位									

２．優勝チームについては、審査結果のすべてを開示する。

大北地区消防ポンプ操法大会審査要領

（平成 17 年度）

２重下線加除訂正　白馬村内版

平成 17 年度からの変更点はなし

１　この要綱は、大北地区消防ポンプ操法大会（以下「操法大会」という。）の審査について必要な事項を定める。

２　審査員は、次のとおりとする。

（１）審査長　　１名

（２）審査班長　　１名

（３）審査員　　総合審査員　　６名

行動審査員（各操作員に１名）

自動車ポンプ　５名

小型動力ポンプ　４名

計時審査員　　２名

計器審査員　　１名

記録、集計　　２名

３　審査員所掌事務

（１）審査員の所掌事務は、審査長の指示に従い、審査要領に基づき公平に担当区分の審査を行なう。

（２）審査の基準は、「長野県消防ポンプ操法大会操法実施要領」の操法大会審査要領に基づくほか、大北操法大会調整事項による。

４　操法の要領

「長野県消防ポンプ操法大会操法実施要領」の消防操法実施要領による。

５　使用機械器具

（１）操法大会使用の機械器具は、出場隊の持ち込みとし、規格は「長野県消防ポンプ操法大会操法実施要領」の定めるところによる。

（２）器具点検

①　ホースは、大会前に審査員の検査を受け、適正と認められたものを使用する。

②　他の機械器具は、事前検査はないが入場後前記（１）の規格と著しく異なると審査班長が認めるものは、使用することができない。

（この場合審査班長は機械器具の交換を命ずることができる。）

6　出場隊の服装

長野県消防操法大会に準ずる。

7　審査

（1）審査員共通事項

①　操法要領及び審査要領は「長野県操法大会」に基づくので、審査員はよく内容を読むこと。

②　審査要領中注意しなければならない事項については別記「長野県消防ポンプ操法大会審査要領注意事項」にまとめたので、よく読むこと。

（2）総合審査員の基本的視点

下記項目を主な視点として、減点又は加点により採点する。

ア　行動審査表の減点項目にはないが重要と考えられる事項

イ　行動審査表の減点項目にあるが、重大な過失

ウ　操法全般のまとまり

エ　隊員全体の動作のバランス

オ　特に優れている事項

①　規律、節度

消防訓練礼式の基準とおりに行っているかを審査。

ア　集合・待機線における整頓要領

イ　各個動作　（基本の姿勢、休めの姿勢、方向変換、駆け足、敬礼等）

ウ　部隊動作　（集合、乗車、解散等の協調性）

エ　誇　　張　（明らかな誇張動作は減点の対象となる。）

②　敏捷性

素早い動作、鋭い動作、積極的な走り方を審査。

ア　諸動作のするどさ

イ　各動作の流れ

ウ　タイムに関係しないところでの手抜き

③　士気

士気と誇張とは全く違うものである。指揮者の号令、隊員の呼称等の活発さを審査。

ア　指揮者の号令

イ　隊員の気合い

ウ　不要な態度

④　安全性

操作の荒さや転倒、けとばし等を審査

ア　操作の荒さ

イ　ホースの持ち運び（3点支持等）

ウ　基本注水姿勢

エ　服装の乱れ

オ　転倒、けとばし、踏みつけ

⑤　操法遵守度

実施要綱とおりに操法がされているかの内、総合審査では、熟練度と下記の事項を審査する。

ア　ホースライン

イ　開始合図前の動き

ウ　第３結合の距離の過不足

エ　協調した操作

オ　斉一な動作

カ　操作方法の明らかな誤り

キ　経路の明らかな誤り

（３）総合審査員は、５項目を審査し、減点、加点を行うこと。

（４）行動審査員の基本事項

各番員審査員は、審査表にある項目のみ減点し、項目にないものは減点しないこと。

特に、共同動作等については行動審査員の審査対象外の内容なので注意すること。

（５）計時審査員の採点は２名の審査員の平均点とする。

別記「長野県消防ポンプ操法大会審査要領」注意事項について

1　ポンプ車と小型ポンプに共通する事項　　P38～P41

（1）文章中「～すること。」（～しないこと。）の記載のみで「～しなかった場合」（～した場合）における減点の有無が記載されていない事項の解釈は基本的に、減点対象となる。

（ト）については、吸管伸長における共同動作の斉一を審査する条項であることから、不斉一の場合は総合審査の減点対象となる。個々の体の向きが正しい場合は、行動審査員は減点しない。

（2）吸管投入は蛇篭が水没するまで押し込むこと、補助員が水没を手伝った場合３番員投入不適とする。

（3）ホース延長時余裕ホースが空でうまくとれていれば、水が来てから余裕ホースがなくなっても、減点はしない。

（4）放水圧力について、メガパスカル表示はキログラムと読み替える。

（5）５秒ルール、基準タイム以内は１秒１点を加算するが、５秒以上の場合の加点は５点とする。（H13 年度）

2　審査上の留意事項

（1）失格とはならない事項で、総合審査員全員に周知すべき事項

転倒等下記の大きな事象があった場合、全審査員は審査表を集める前に審査長に申し出て総合審査員全員で協議し、総合審査員が個々の主観で減点をする。（H15 年度県大会採用。）

※大きな事象	**①転倒：総合安全性**
	②自動車左放口開放：総合安全性
	③標的の間違い：総合遵守
	④負傷して出血：総合安全性

大北地区消防ポンプ操法大会調整事項（H17 年度）

1　審判上の調整事項

（1）「長野県消防ポンプ操法審査要領」P39（ノ）真空作成時の圧力の上昇は「プラス２kg／㎠」とする。オーバーした場合は、機関員の「揚水操作不適」で減点する。

（2）ホースの穴あき（漏水）は減点しない。（ただし常識の程度とする。）

（3）放水中止時、ノズルに小石の詰り等による多少の水漏れは減点しない。（ただし、大会は減点。）

（4）結合部の引きずりは総合で減点する。（H13 年度）

（5）第１ホースに余裕部分がない場合、機関員はおおむね２mの余裕を取ること。この時の審査は、機関員が余裕ホースを取らない方が減点大の審査をする。

主な減点項目は下記のとおり。（H13 年度）

機関員、余裕ホースに手がふれたが修正はなかった、「余裕ホース配意不適」とはならない。（総合､機関員）（H15 年度）

機関員が余裕を取った場合の減点	機関員が余裕を取らなかった場合の減点
総合　引きずり（遵守） 総合　第１ホースおす金具搬送位置不適（遵守） 番員　ホース延長要領不適	総合　安全性 総合　ホースライン（遵守） 総合　第１ホースおす金具搬送位置不適（遵守） 番員　ホース延長要領不適

2　大会会場設営について

（1）コース上に水まきはしない。（H14 年度）

（2）小型ポンプの放口と吸口キャップの間を 10 ㎝として設営する。（H15 年度）

3　共通事項

（1）真空オイルを受ける、おけ・排水ホース・缶は出動隊で準備する。（H13 年度）

（2）ドレンコックは、排水後閉めて入場すること。（H13 年度）

（3）事故防止のため下着を着用する。（丸、U首の半袖シャツとする。）

（4）ヘルメットの下に略帽はよい。

（5）ゼッケンは本部~~（各チーム）~~で用意、また吸管補助員は「補」を着ける。~~服装も選手と合わせる。~~（H14 年度）

（6）大会当日、会場での練習及びエンジン始動は認めない。また、会場でアップした場合は、厳重注意と場内放送をする。

（7）番員に事故があったときは、補欠員を原則とするが補欠員以外の者がでる場合は事前に本部に連絡すること。

（８）伝令員・機関員の伝達要領をゆっくり行うと下記となるが、大きな間違いがない限り減点はしない。（H14 年度）

① 伝令員は機関員と相対し手をあげ伝令を言う。

② 機関員は伝令員が手をあげ始めたら手をあげ、伝令員の伝令後復唱し手をおろす。（同時は減点）

③ 伝令員は機関員が手をおろした後手をおろす。

（９）指揮者の監視は適正な監視範囲で頭を動かす。（県大会同様）（H15 年度）

（10）延長ホースの中間にたるみや小さなキンクができた場合の修正は、足を止めなくてもよい。（H13 年度）

（11）ポンプ車・小型ポンプの伝令員が、筒先員の１歩後方で「伝達終り」を言う位置は、筒先員の後方で行うこと。入れない場合はホースを修正して入る。（H16 年度学校）

~~（12）ホースは乾燥したものを使用する、器具点検時または競技開始前に水滴が認められた場合は交換の指示あり。（H14 年度）~~ ← 村大会では適用しない

（ホースは乾燥したものを使用する。器具点検後は通水しないこと。H13 年度）

（13）折ひざに準じた姿勢とは、ひざが折れていて操作ができる姿勢。（H13 年度）

（14）活動服の第一ボタン（首部）は止めること。（県大会同様）（H14 年度）

（15）指揮者の「集まれ」で集合線上に整頓、この時１番員の「よし」後、顔を正面に、また腕を下ろす順は基準となる自動車・小型共２番員が下ろし、次に左右の番員の順とする。（H15 年度）

（16）活動服・作業服のワッペン、競技者は外してもよい。（H15 年度）

（17）女性団員の気をつけ、整列休めは足角度 45 度、足幅 20 ㎝とする。（H13 年度）

（18）筒先員は「放水始め」後、復唱を待たずに前進してよい。（H12 年度）（H16 年度学校教官審査員は減点となる場合もある。）

（19）ホースの長さは、金具の外から外まで。20mに足りない場合は交換。（H15 年度県大会審査員会議）

（20）計器審査、針が振動により４Ｋを越えた場合も減点。（H15 年度県大会審査員会議）

（21）放水止めで圧力上昇は、下げても下げなくても減点しない。（メーター改造は審査班長の指示で失格）（H14 年度県大会審査員会議）

（22）ホースキャップ後のホース、ポンプ側は折り返しても、折り返さなくてもよい。（審査対象外）（H16 大北調整会議松川村）

４　自動車の部

（１）ポンプ車の冷却水バルブは閉めておくこと。

（２）ホース棚、横に倒れないようにする縦板は使用しない。またホースごと角度を変えることなく床に対して直角に置く。（H14 年度県大会）

（３）ポンプ車操法において吸管操作に支障がある場合は、はしごを事前におろしてよい。

（４）ポンプ車、蛇篭等で計器が見づらくならないようする。（H13 年度）

（５）ポンプ車のとび口の積載が高いところであっても下へ降ろさず艤装どおりとする。ステップに乗るところから降りて火点に向くまでは審査外。（H14 年度）

（６）ポンプ車乗車後座ってから、身体を前に傾けない。（県大会同様H15 年度）

（７）自動真空ボタン操作、真空になったのを確認し余裕ホースの配意をする。（H14 年度）

５　小型の部

（１）小型で冷却水を受けるポリタンクが倒れないよう補助員をつけてもよい。服装は選手と同一でなくてもよい。（H14 年度）

（２）小型ポンプ下部にオイルマットを敷いてもよい。（H14 年度）

◆　漏水防止処置について

１　排水作業等

（１）審査班長及び総合審査員はアスファルト路面に水が溜まったら、整備員~~（八坂村消防団員）~~に排水作業の指示をする。　← 本部対応するが特にひどくない限り競技は進行

（２）整備員は、ほうき・押し引きワイパー等で排水作業を行う。（火点側・ポンプ側）

（３）火点側に、防水シートは用意しない。

２　ホースキャップ

（１）ホースキャップ・バケツは本部~~（出場隊）~~が準備し行う。　← ない場合はあらかじめ本部に伝えること

（２）機関員は、「おさめ」の号令によりホースを離脱後、キャップ員の用意するバケツにホース内の水を少し移し、ホースキャップをするのを待つ。

（３）機関側キャップ員２人（キャップ持つ人・バケツ持つ人）は、水槽の火点側右に折ひざで待機。審査班長の「収納」でバケツとホースキャップを持ち機関員近くに移動。（余裕ホースの内側外側は自由）　ホース内の水を機関員がバケツに移すのを補佐。その後ホースキャップをして退場する。

（４）火点側キャップ員は、放水停止線より火点側の左に折りひざで待機。（ポンプ車は２人）審査班長の「収納」で筒先員の前方、放水停止線近くに移動し、筒先員が筒先をホースから離脱後努めて早くキャップをして退場する。

（５）機関員及び筒先員は、キャップ後一連の操作を行う。

（６）ホースキャップをする間、操作員の動作については審査外とする。

（７）大会時雨天の場合、ホースキャップはしない。

３　収納時、ポンプ車の機関員は、ポンプレバーに手を触れる操作を行う。（実際にポンプレバーを抜く事はしない）

４　吸管補助員は、収納時じゃかごを水槽から出して地面に置く操作は行わない。

操作員が集合線に集まる際に支障がある場合は、水槽内で吸管を動かして処理する。（補助員が１人で処理出来ない場合は、出場隊が応援をする。）（漏水防止策）（H16 大北調整会議）

５　退場等

（１）ポンプ車はポンプレバーを入れたまま、コース上を離れる。この時吸管は出場隊の補助員又は応援により、持ったまま待機線より後方水路~~（建労センター周辺）~~に移動する。（ポンプレバーを入れたまま、走行出来ない車種は、コースから離れる直前にポンプレバーを抜く）

（２）小型ポンプは、吸管を離脱することなく、出場隊の補助員又は応援により、吸管を持ったまま待機線より後方水路~~（建労センター周辺）~~に移動する。

（３）競技後のホースは、出場隊の応援によりすみやかにコース上を離れ水路にて排水する~~建労ｾﾝﾀｰ周辺（東方）に搬送する。~~

６　ポンプ車の冷却バルブは、操作中閉めておく。

７　水冷式小型ポンプの冷却水は、できるだけポリタンク等で漏水防止をする。

◆　その他

１　進行手順の確認等

（１）審査班長は、出場順１番のチームのみ、行動・総合・計器・計時各審査員の点呼をとる。

①　操作員が待機線に着く。

②　行動審査員は、担当操作員の使用器具の確認。

③　総合審査員３は、放送者に向けて手を挙げ合図。放送者確認できたら手を挙げる。

④　放送者「出場順○番、○○○分団○○○~~消防団~~」

⑤　総合審査員３は、放送後審査班長に向けて手を挙げ合図。

⑥　審査班長は総合３からの合図に手を挙げ、「操法開始」の号令とともに旗を揚げる。

（２）行動審査員の器具確認は手を触れることなく行い、移動等が必要な場合は操作員に行わせる。

２　強風時の標的確保及び計時審査

風により標的が倒れる状態時の対応

（１）本部員~~八坂村消防団員~~は標的を倒れないように支え、放水直前に手を離し退避する。

（２）計時、標的確保員退避後に標的が倒れた場合は、標的の輪を水の塊が通過した時点を有効放水とする。

~~３　撮影場所は、テント内、火点南側及び水利北側とする。（競技場内は禁止）（H17 大北調整会議）~~

~~４　水槽は、連結しないので補水に注意する（H17 大北調整会議）~~

~~５　文化会館で訓練、競技を行うときは、南側にあるブルーベリー園に水をかけないこと。（H17 大北調整会議）~~

放水競技実施要領

白馬村消防団

1　目的

火災現場における実践技術の向上を目的とする。

2　出場資格

白馬村消防団員であること。なおチーム編成は分団毎とする。

3　競技要領

①　使用器具は小型ポンプ２台、ホース４本、中継マス１個（メス口なし）、筒先２本、吸管２本とする。なお各機械器具は分団管理のものとし、ホースは二重巻きホースとする。

②　登録選手は１チーム７名とする。

※　吸管投入後の補助員の設置は認めない。（７名の中で対応）

③　出場選手はヘルメット、手袋を着用する。

④　伝達員は２名とし、１番のゼッケンを着用する。

⑤　ポンプ操作員は２名とし、２番のゼッケンを着用する。また、ポンプ操作員には機械操作に熟達した者をあてる。

⑥　伝達員は、主将会議において（ポンプ操作員を除いた５名の中から）抽選で指名する。

⑦　順位はタイム及び減点の合計によるものとする。

⑧　競技は３分以内とする。

4　操作要領

①　審査班長の「操作はじめ」により、選手は使用器具を指定位置に運び設置し、放水作業にかかる。~~ポンプ・中継マスの位置は標示する。~~

②　放水の開始は伝達員の伝達により行う。

③　第１線展長後、ホースへ筒先の取付けが完了したのち、筒先員は「放水はじめ」を合図し、伝達員はそれを復唱したのち、第１ポンプ側へ伝達する。

※　筒先員が「放水はじめ」の合図をする位置は問わない。ただし、全ての結合が完了した後に合図すること。結合完了前の合図は減点事項④（危険動作）として減点する。（以下第２線展長も同じ）

④　操作員は第１火点を倒したのち、中継マスへそのまま給水する。

※　中継マスへの給水後に第１火点を倒すことは認めない。

⑤　第２線展長後、ホースへ筒先の取付けが完了したのち、筒先員は「放水はじめ」を合図し、伝達員はそれを復唱したのち、第２ポンプ側へ伝達する。

⑥　火点・ポンプ側とも伝達位置は表示する。（伝達位置は必ず線を越えること）

⑦　火点は５個所とし、５個所目の火点への放水が有効放水となった時点、又は審査員が失格事項と判断した時点で競技終了とする。

⑧　ポンプの操作は「長野県消防ポンプ操法実施要領」及び機械器具の取扱説明書等を参考にし、安全で確実な操作を心がける。

5　審査要領

①　審査班長の「操作はじめ」の「め」から、５個所目火点への放水が有効放水となる時点までのタイムによるものとし、審査会で順位を決定する。

②　審査長１名　審査班長１名　審査員２名　計時審査２名

6　失格、減点事項

（1）失格事項

①　３分を経過した時点で、全ての火点を倒せなかったとき。（時間超過）

②　危険行為等があった場合には、審査員は直ちに操作中止を命令し失格とする。

（2）減点事項（タイム加算）

①　伝達員の伝達する位置が指定位置に達していないとき。（伝達位置不適）　→　＋10 秒

②　伝達終了後のホースの離脱（結合不適）　→　＋10 秒

③　伝達前に放口コックをあけた場合（伝達前送水）　→　＋20 秒

④　審査員が危険であると判断した操作・動作　→　＋20 秒

⑤　機械器具の破損につながる操作　→　＋20 秒

※　伝達員が故意に伝達をしなかった（伝達線前の伝達を含む）と認められる場合は、（２）④を適用する。（あくまで審査員の主観で判断）

7　表彰

優秀なチームを表彰する。

□凡例
- H13 に新設されたルール又は統一事項
- H14 に新たに取り決めたルール
- H15 に新たに取り決めたルール
- H20 に変更したルール

放水競技配置図

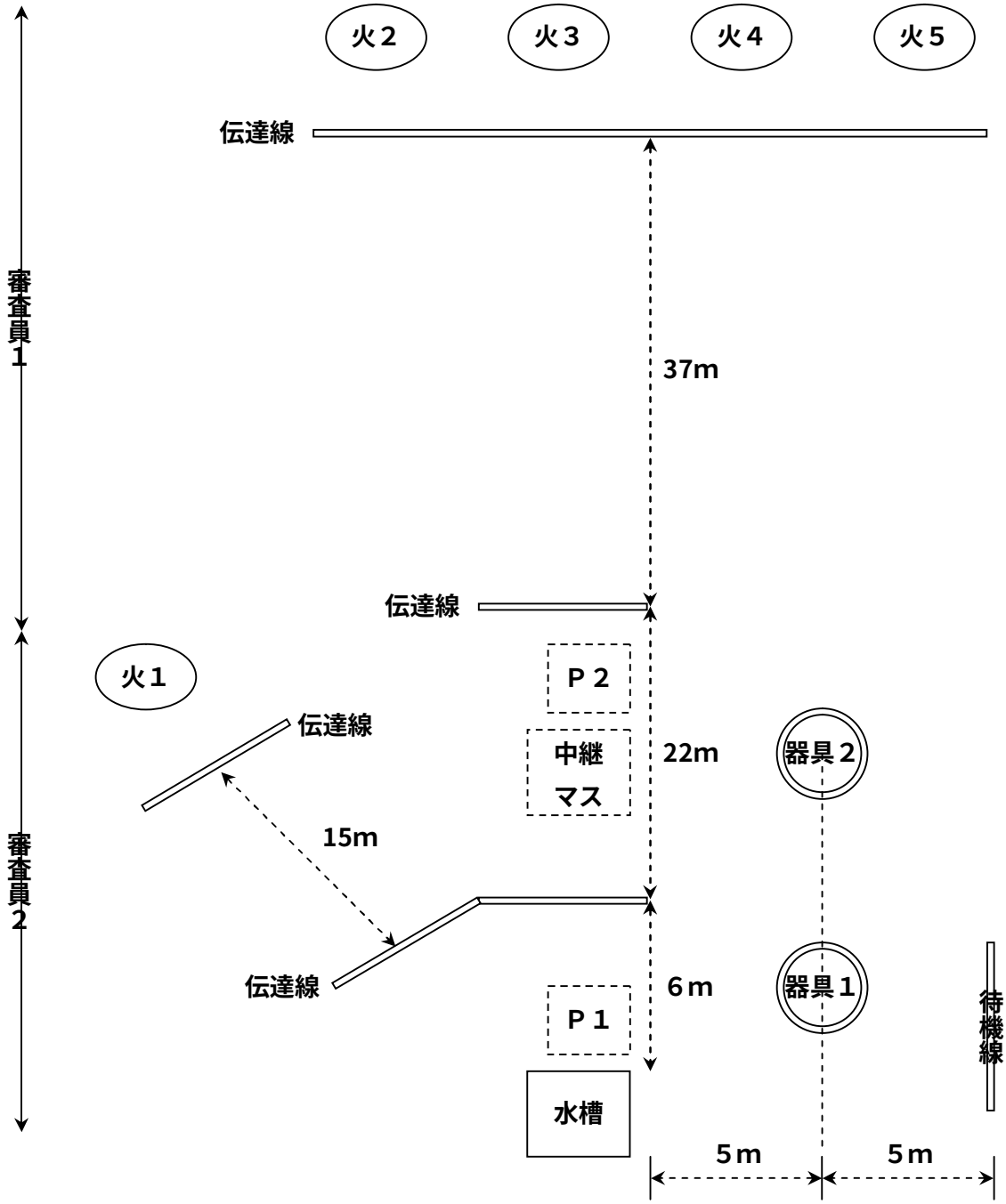

表示線

※　距離は目安

器具１：筒　先　１
ポンプ　１
ホース　１
吸　管　１

器具２：筒　先　１
ポンプ　１
ホース　３
吸　管　１
中継マス１